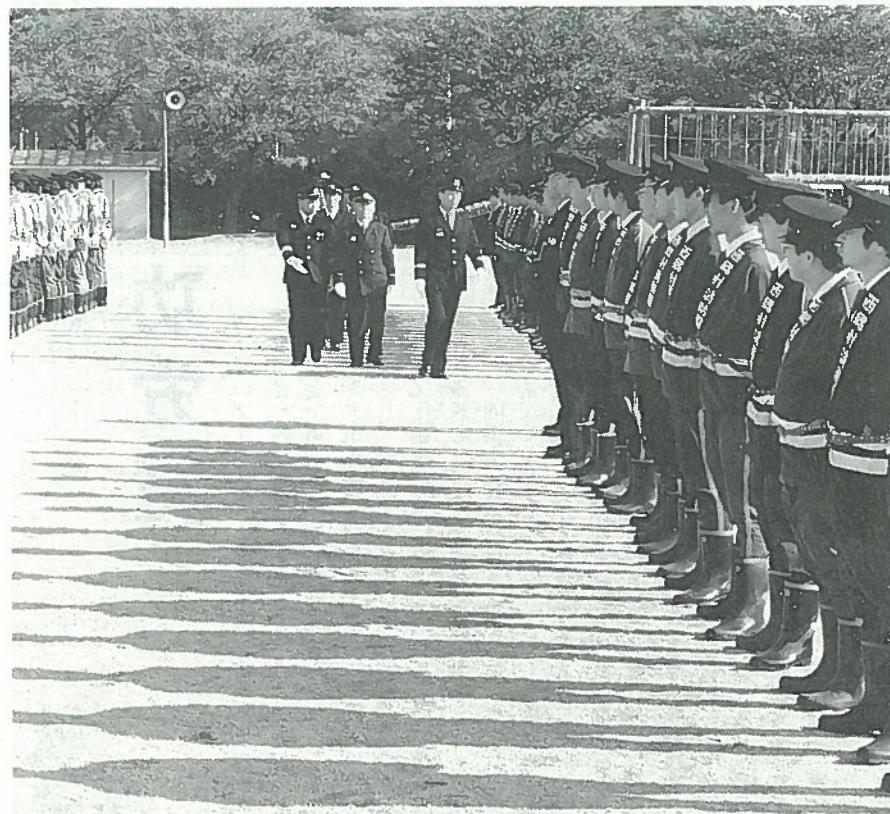




# にしごう

広報にしごう第192号  
昭和61年12月1日  
vol.12

■人口のうごき 人口14,989人(+26) 男7,594人(+23) 女7,395人(+3) 世帯数3,659戸(+7) 11月1日現在( )は対前月比



▲キビキビと行われた  
西郷村消防団による秋季検閲

## 防火の大役 あなたが主役

▼本番さながらの折口原地区防災訓練(写真後方は役場自衛消防隊)



### おもな内容

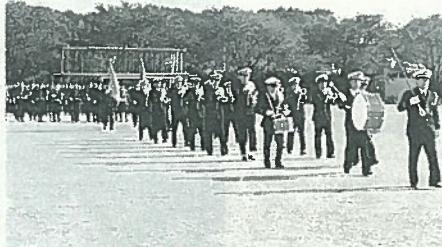
真船龍雄さんに文化功労賞	2
西郷村の人口15,000人達成なる	3
昭和61年工業統計・石油等	
消費構造統計調査	4
勲四等瑞宝章に輝く佐藤彌一さん	5
新国民年金のすがた	6
保育所入所のお知らせ	7
おしらせ	8

真船龍雄さん

## 文化功劳賞

# 秋季検閲

## 西郷村消防団



十一月三日、文化の日、村の文化功労者に折口原の真船龍雄さん（八十二才）が晴れの栄誉に輝き、本村の文化協会の創設に貢献され、文化の興隆に寄与されたご功労に感謝し、鈴木村長は表彰状と文化功労章を贈りました。

以下、その業績のご紹介をいたします。

眞船龍雄さんは、明治三十七年八月二十一日、父眞船多吉、母トメの長男として現住地の西郷村大字熊倉字折口原百三十番地に生を享け、大正十一年福島県立白河農学校を卒業後、北海道大学農業実科に学ばれました。大正十四年、北海道庁に奉職、道行政の発展に参画し、主に農業の推進に御尽力されました。

がれ、昭和四十九年に俳句を当地域の文化の進展に熱意を注ぐ学ぶ会である仰歩会を創設し、続いて昭和五十八年には短歌会を創設され、更に昭和五十八年に西郷村文化協会創立に当つては、その推進役として大きな役割を果たし、同協会の会長として現在におよんでおります。

防団による秋季検閲が団員一五八名の参加により実施されました。

午前九時より、団長あいさつ統監訓示に続き検閲に移り、通常点検、規律訓練、分列行進が堂々と行われ団員は勇壮な姿を披露しました。

このあと永年勤続章など消防人としての功績をたたえた表彰

後不自由な身体にもかかわらず、横浜盲学校大分県立大分盲学校等で教べんをとられましたが、昭和十八年健康上の理由により退職され、郷里において農業に従事するかたわら、文化協会の創設など本村の文化の進展に御尽力され現在に至つておられます。

後不自由な身体にもか  
かわらず、横浜訓盲院  
大分県立大分盲学校  
等で教べんをとられま  
したが、昭和十八年健  
康上の理由により退職  
され、郷里において農  
業に従事するかたわら、  
文化協会の創設など本  
村の文化の進展に御尽  
力され現在に至つてお  
ります。

展と本村の文化振興に活躍しておられる功績は極めて偉大であります。このことは本村の文化活動のあり方に大きな指標となつたことは、関係者の等しく認めるところであります。

▼ 永年勤続章 高木信嘉、小山  
次男、鈴木兼次、鈴木謙一、近藤  
一男、佐藤誠次、相川壹一、和知秀見  
和知秀見、星義一、高崎芳勝、真船賢治、  
真船賢治、深谷利男、真船久男  
鈴木義美、大桃尚武、▼精勤章  
菊地照男、大倉修、橘和男、近藤喜一  
藤富美男、伊藤義和、近藤喜一郎、遠藤裕介、  
鈴木英司、小松篤、芳賀勝則、佐藤利勝、  
小林秀、鈴木敏一、菊池正夫、菊地  
幹雄、金田智弘、金田卓、小野  
沢明、永山弘、奥山幸男、渡辺  
富雄、新井久利、菅昭代志▼優

治、田辺敏捷、根本勝男、中沢幸雄、佐藤義典、小針達男、小針信行、会沢眞一▼退職幹部 鈴木由夫、森政之助、眞船仁志 安達二千六百、徳出順一、白岩春雄、海老名久夫、遠藤富男、仁平甲次、鈴木恒男、金沢宗寿  
▼一般者 多治比功  
多治比さんは、間の原地内で発生した住宅火災の際にいち早く消火に努めた功績が認められ 表彰されました。

年末年始の交通事故防止県民運動 昭和61年12月1日～昭和62年1月10日







老齡基礎年金

老齢基礎年金は、新しい制度が実施される昭和六十一年四月一日に六十歳未満の人（大正十五年四月一日以前に生まれた人）と昭和六十一年四月一日に六十歳未満でも、すでに老齢年金を受けている人は、この対象から除外され、今までの制度が適用されることになりますので、新しい老齢基礎年金という名前の年金を受けることはありません。

## 二十五年以上加入した人に六十歳から支給されます。

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて二十五年以上ある人が六十五歳になつたときから支給されます。この支給の原則は、今までの老齢年金と同じですが、新制度では、自営業者だけでなくサラリーマンとその奥さんにも支給されることに

施行日の年齢	生年月日	期間
59歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
58歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
57歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
56歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

なりますので、昭和三十六年四月以後の厚生年金、船員保険や共済組合の加入期間も、国民年金の保険料を納めた期間として計算されます。サラリーマンの奥さんは、現在は任意加入の扱いになっていますが、昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までで国民年金に任意加入しなかつた奥さんの期間（二十歳以上六十歳未満）は、「カラ期間」として二十五年の受給資格期間の計算に入れられますので、実際に国民年金に加入了した期間が二十五年なくても老齢基礎年金を受けることができます。

**4 国民年金に任意加入しなかつた期間の取扱い**

サラリーマンの奥さんなど国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかつた期間（二十歳以上六十歳未満の人で、昭和十六年四月から昭和六十一年三月までの間）は、年金額の計算には反映されませんが、年金の受給資格期間をみる場合は、い

(工) 昭和三十六年四月以後で、二十歳から六十歳までの間に海外に在住していた期間民年金の加入期間がある人に限る。)

**7 年金額** 保険料を納めた期間が、加入可能な年数に足りない場合の年金額となります。

(61年度価格(予定))  

$$622,800円 \times \frac{(保険料納付月数) \times (保険料免除月数) \times \frac{1}{2}}{(加入可能年数) \times 12}$$

足した当時（昭和三十六年の）の年齢が三十一歳以上の人（昭和五年四月一日以前に生まれた人は、六十五年の受

**3** 国民年金の  
加入期間が二  
十五年なくて  
も受けられる  
特例

サラリーマンの奥さんなど国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間（二十歳以上六十歳未満の人で、昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までの間）は、年金額の計算には反映されませんが、年金の受給資格期間をみる場合は、い

## 5 老齢基礎年金の年金額

6 公的年金に加入可能な期間  
すべて納付した場合の年金額  
国民年金が発足したのは、昭和三十六年四月一日ですから、  
そのとき二十歳以上の人（昭和十六年四月一日以前に生まれた人）は、六十歳になるまでの間に四十年の加入期間を満たすことができません。この人たちについては、昭和三十六年四月一日から六十歳になるまでの期間

・昭和六十一年度価格(予定)  
です。これは、二十歳から六十年  
になるまでの四十年間に国民  
年金の保険料をすべて納めると  
月額五一、九〇〇円の老齢基礎  
年金が支給されるという考え方  
です。保険料を納めた期間が四十  
年ないときは、その不足する  
期間に応じて五一、九〇〇円が  
減額されます。

**年金額** なります。  
保険料を納めた期間が、加入可能年数に足りない場合の

事例 大正十五年十目  
で、昭和六十一年四月前に国民年金への加入期間が二十一年あり、その後国民年金に六ヶ月加入した人の年金額加入可能年数は二十五年で、実際の国民年金への加入が二十一年六ヶ月（二百五拾八ヶ月）ありますので、年金額は次のようになります。

1月のテーマは“年男・年女”自薦他薦問いません。是非ご一報を！～有線放送電話室～

老齢基礎年金の支給開始年齢は六十五歳ですが、六十五歳からの支給を延ばして六十六歳、以後の希望するときから支給を受けることができます。支給を繰り下げる人が受けれる老齢基礎年金の額は、六十五歳から受けられる額に、実際に年金を受け取るときの年齢に応じて加算されると、年金が特別支給されます。このことにより、改正後も厚生年金の支給年齢が六十歳であることに変わりはありません。なお、老齢基礎年金

**注** 年金額で一〇〇円未満の端数がでたときは、五〇円以上は一〇〇円に切り上げ、五〇円未満は切り捨てます。

### 8 老齢基礎年金の支給年齢の繰り下げ、繰り上げ

▲特別支給の老齢厚生年金  
老齢基礎年金を受けられる人が厚生年金を加入了ことがあれば、老齢基礎年金に加えて、その加入期間にみあつた老齢厚生年金が支給されます。老齢基礎年金は六十歳から六十五歳になるまでは老齢厚生年金が特別支給されます。このことにより、改正後も厚生年金の支給年齢が六十歳であることに変わりはありません。

●特別支給の老齢厚生年金  
老齢基礎年金を受けられる人が厚生年金を加入了することがあれば、老齢基礎年金に加えて、その加入期間にみあつた老齢厚生年金が支給されます。老齢基礎年金は六十歳から六十五歳になります。また、六十歳以上六十五歳未満の間に繰り上げて支給を受けることもできます。この場合は、実際に年金を受けるときの年齢に応じて減額されます。なお、老齢基礎年金

生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以後	40年

昭36.4	昭40.4	昭61.4	昭61.10
▼	▼	▼	▼
未加入	国民年金加入	(新)国民年金加入	
34歳	38歳	59歳	60歳
21年	6月		

622,800円 ×  $\frac{258}{25年 \times 12} = 535,600円$   
(月額44,633円、61年度価格(予定))

# 保育所に入所希望している保護者の皆さんへ

保育所は、保護者が労働に従事したり、あるいは疾病にかかるなどそのため家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわつて一般家庭と同様の保育をすることを目的とする施設です。

したがつて保育所は学校や幼稚園のように、その児童の教育的要請の見地にもとづくものでなく、家庭の保護者にかわつてその児童を保育することを目的

とするものであります。  
西郷村には次の保育所があります。

○西郷村保育所(定員七〇名)  
○西郷村大字米字向山一八

(4) 家庭の場合  
(母親の出産等)母親が出産の前後であつたり、病氣であつたり、心身に障害があつたりするので、その児童の保育ができない場合

○西郷村第一保育所  
(定員九〇名)  
○川谷保育所(定員六〇名)  
○西郷村大字真船字川谷五六の三

(5) (病人の看護等)その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため母親がいつもその看護にあたつており、その児童の保育ができない場合

○西郷村大字小田倉字立出二九  
(家庭内労働)児童の母親が昼間家庭で児童とはなれてしかし次の(1)から(5)までの場合は、その家庭の母親以外の人がある場合です。

(6) (家庭の災害)火災や、風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失つたり、破損したため、その後の間、児童の保育ができない場合

## 保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。

(1) (家庭外労働)児童の母親は、その家庭の母親以外の人がある場合です。

(2) (家庭内労働)児童の母親が昼間家庭で児童とはなれてしかし次の(1)から(5)までの場合は、その家庭の母親以外の人がある場合です。

(3) (母親のいない家庭)母親が昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合

(1) (家庭外労働)児童の母親が昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合

(2) (家庭内労働)児童の母親が昼間家庭で児童とはなれてしかし次の(1)から(5)までの場合は、その家庭の母親以外の人がある場合です。

(3) (母親のいない家庭)母親が昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合





### 公給領収証を 受け取りましょう

料理店、バー、スナック、飲食店などで飲食したり、旅館に宿泊したりした場合は、利用料金と一緒に料理飲食等消費税という県税を支払っていただくことになります。

お店の経営者は、料理飲食等消費税を受け取ったとして、皆さんに公給領収証をお渡しすることになっています。

皆さんが、公給領収証を受け取ることによって、支払った税金は、店や旅館などを通して確実に県に納められ、住みよい郷土をつくるための貴重な財源になっています。

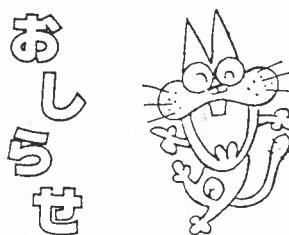
公給領収証は、必ず受け取りましょう。（県税事務所）

### 食べてますか このマーク



県では、豆腐、納豆などの地域食品について、地域食品認証制度を設け、製造施設や品質、表示等の基準を定め、きびしい検査に合格したものに、この認証マークを付けることを許可しています。現在、豆腐・油揚げ、納豆、こんにゃく、かまぼこ類を認証対象品目として本制度を実施していますので、是非認証マークの付いた地域食品を御利用ください。

なお、本制度についてのお問合せは、最寄りの各行政事務所県民生活課又は県庁県民生活課消費者行政班までおたずねください。



### この社会、あなたの が生きている！

納税は忘れず納期内に  
今月の納税

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 固定資産税   | 3期分 |
| 1. 国民健康保険税 | 6期分 |

### 精神衛生相談

白河保健所では、精神衛生相談を行っています。心の健康について困ったことは、何でもお気軽にお話し下さい。なお、秘密は厳守いたします。

日 時 每月第2火曜日及び第4火曜日  
午後1時30分から午後3時まで

場 所 福島県白河保健所

担当者 精神科医師他

なお、希望される方は、必ず事前に白河保健所保健予防課（22-5441）へご連絡ください。

### 村営住宅入居者募集

西郷村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記  
住宅名 折口原団地 2戸  
構 造 簡易耐火構造平家建  
種 別 第2種  
部屋数 3部屋  
家 賃 月額 17,000円及び  
22,000円

住宅名 狼山合団地 1戸  
構 造 簡易耐火構造平家建  
種 別 第1種  
部屋数 3部屋  
家 賃 月額 5,900円

住宅名 岩下団地 1戸  
構 造 鉄筋コンクリート造3階  
建  
種 別 第2種  
部屋数 3部屋  
家 賃 月額 28,000円

敷金はそれぞれ家賃の2か月分で、また共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課（☎25-1111 内線353）に置いてあります。尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。

### 人権週間について

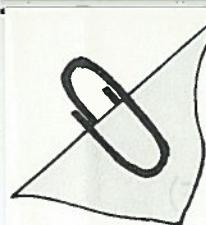
法務省と全国人権擁護委員連合会では、世界人権宣言の採択38周年を迎えるに当り、12月10日の人権デーを最終日とする一週間を「第38回人権週間」とし、各関係機関及び団体の協力の下に、広く国民に呼びかけ、人権意識の高揚を図っております。

今年は次の事項を強調事項に掲げ、運動を展開してゆきます。

- ◎「いじめ、体罰の根を絶とう」
- ◎「部落差別をなくそう」
- ◎「女性の地位を高めよう」
- ◎「障害者の完全参加と平等を実現しよう」

なお、村には次の方が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されており、いつでも相談に応じております。

- ・林 邦朗 西郷村大字小田倉字後原66 ☎ 25-2041
- ・小針 大一 西郷村大字熊倉字火打山61 ☎ 25-1212
- ・萩原 時子 西郷村大字真船字芝原957 ☎ 25-0203

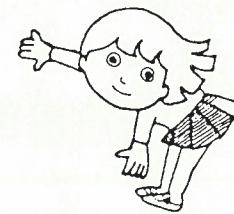


# 財政のお知らせ



## 昭和60年度決算概要

村は毎年2回、財政の状況を村民の皆さんに公表しています。今回は、昭和60年度のお金の使いみちである決算の総体と、昭和61年度の予算執行、財産の状況（昭和61年3月末現在）などをお知らせします。



### 昭和60年度決算及び決算収支の状況

(単位：千円)

区分	歳入(A)	歳出(B)	歳差引高(C)
一般会計	3,685,118	3,607,875	77,243
国民健康保険特別会計	711,724	670,300	41,424
有線放送電話事業特別会計	32,741	31,203	1,538
老人保健事業特別会計	452,054	451,000	1,054
土地造成事業特別会計	333,572	659,165	△ 325,593

(注)赤字分については翌年度歳入繰上充用金で対応。

昭和60年度村の決算は、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせて総額60億 5,308万 8千円となりました。村においては歳入の確保と徹底した経費の節減、合理化など節度ある財政運営に努め敗政構造の弾力性の回復を図りながら村民生活の向上と村民生活に直結した事業を積極的に推進し、可能な限りの財源を充てることに努力しました。歳入のうち地方交付税の対前年比 4.1%（3,475万円）の減、国庫支出金の12.1%（7,265万1千円）の減となりましたが、村税については法人村民税等の伸びにより14.5%（1億 5,067万6千円）の増となりました。歳出では、人件費、公債費等の義務的経費が増加する中で、投資的経費に充てる財源の捻出が困難であることから厳しい財政運営を余儀なくされるところであります。このような中で「健康で明るい豊かな村づくり」を基本方針として財源の重点的かつ効率的配分に努めました。

### 水道事業会計

(単位：千円)

区分	決算額
収益的	228,386
支出	164,550
資本的	449,300
支出	468,998

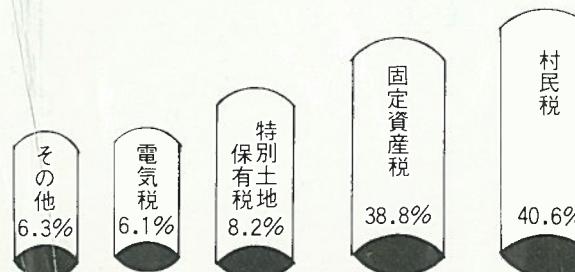
(資本的収支が不足する額は損益勘定留保資金で補てん。)

### 工業用水道事業会計

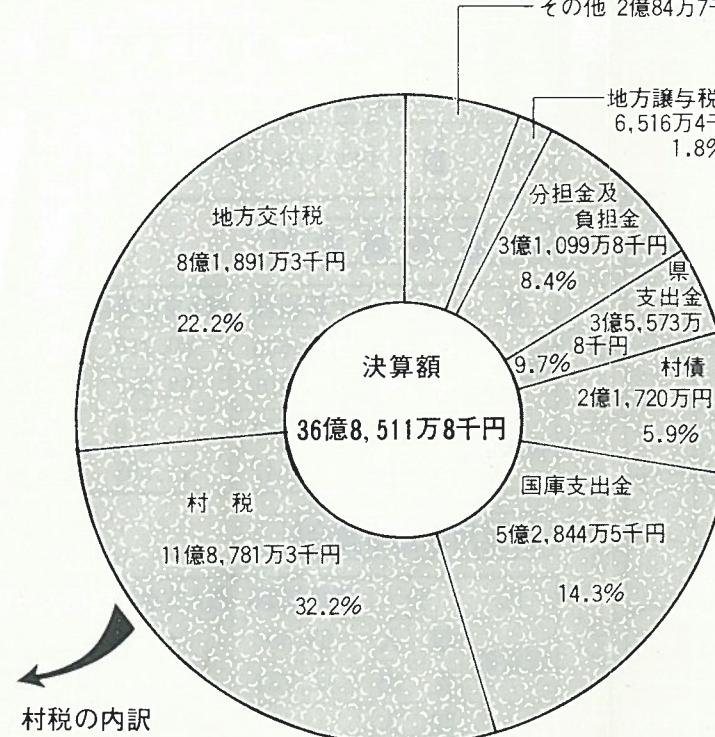
(単位：千円)

区分	決算額
収益的	63,380
支出	63,205
資本的	0
支出	50,227

(資本的収支が不足する額は許可済未借入企業債で補てん。)

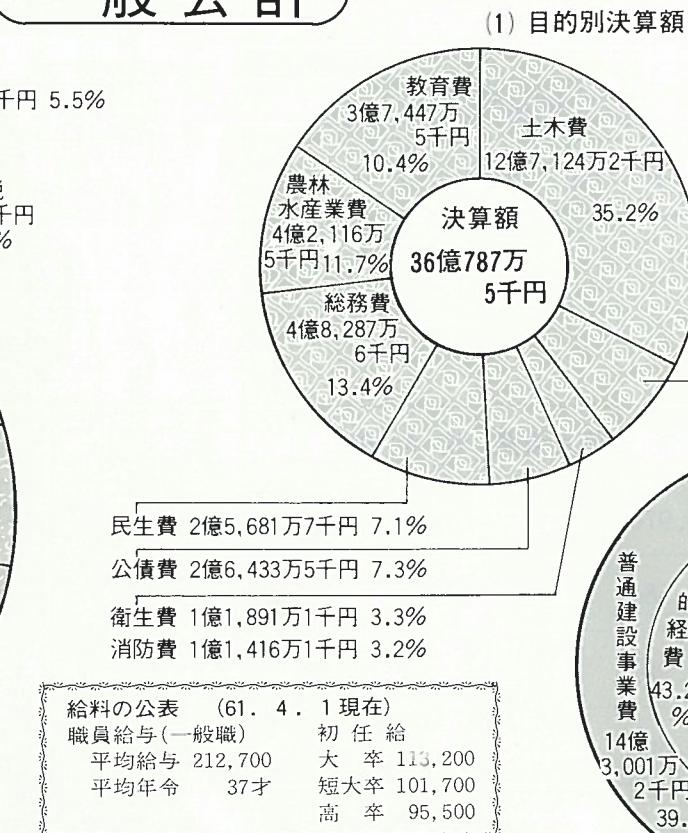


### 歳入決算の構成



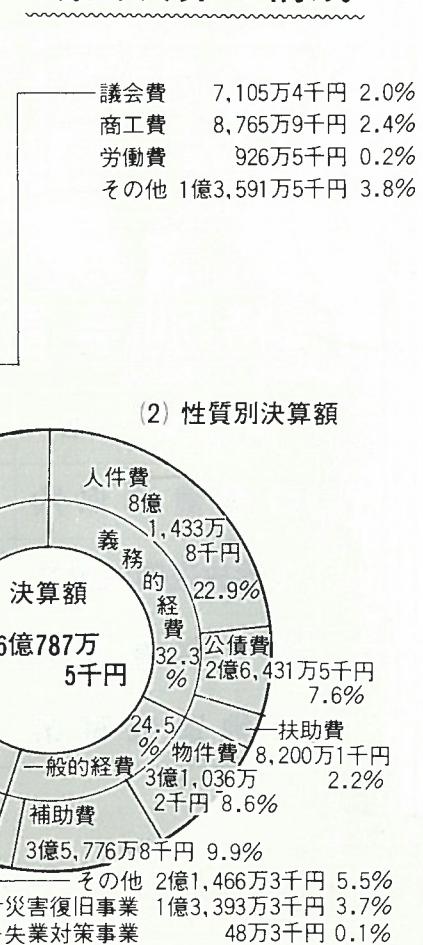
村税の内訳

### 一般会計



給料の公表 (61.4.1現在)	
職員給与(一般職)	初任給
平均給与 212,700	大卒 113,200
平均年令 37才	短大卒 101,700
	高卒 95,500

### 歳出決算の構成



昭和61年度

# 予 算 執 行 状 況

(61年9月末現在)

予算現額35億4,175万5千円のうち収入済額15億1,516万1千円

一般

予算現額	収入率	6億	5億	4億	8千万	7千万	2千万	1千万	科 目
594,370	10.1				60,085千円				その 他
35,000	42.6				14,914千円				自動車取得 税 交 付 金
56,980	80.5				45,866千円				諸 収 入
70,615	16.9				11,911千円				地方譲与税
227,001	6.1				13,861千円				分担金及び 負 担 金
38,620	100.0				38,620千円				繰 越 金
540,695	16.8				90,925千円				国庫支出金
1,156,974	58.0				671,304千円				村 税
821,500	69.1				567,675千円				地方交付税

特別会計

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険	千円 765,976	千円 291,802	% 38.1	千円 282,250	% 36.8
有線放送電話事業	34,584	18,284	52.9	14,154	40.9
老人保健事業	531,987	245,994	46.2	232,881	43.8
土地造成事業	776,309	394,087	50.8	328,220	42.3

会計

予算現額35億4,175万5千円のうち支出済額12億6,859万9千円

科 目	現額	%	千円
その他の費	76,046千円	23.5	314,822
議会費	36,353千円	47.3	76,780
消防費	56,327千円	46.0	122,563
衛生費	42,842千円	34.8	123,228
農林水産業費	80,617千円	28.5	282,713
公債費	110,428千円	44.5	248,209
土木費	358,011千円	29.1	1,229,299
民生費	126,037千円	47.5	265,341
総務費	242,108千円	50.7	477,163
教育費	139,830千円	34.8	401,637

水道事業会計

(单位:千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	181,656	80,219
	支出	167,101	53,347
資本的	収入	245,022	0
	支出	366,542	12,505

工業用水道事業会計

(单位·千亩)

区分		予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	58,602	24,533	41.9%
	支出	62,732	24,690	39.4
資本的	収入	0	0	0
	支出	0	0	0

〔村債・企業債の状況〕 (千円)

一般会計	2,054,108
特別会計	34,225
水道事業会計	765,284
工業用水道事業会計	326,000

## 〔村有財産の状況〕 (m<sup>2</sup>)

建物 47,386  
土地 7,295,360  
(山林含む)